

I 各種許可申請にかかる一般的事項

1 用語解説

(1) 温泉とは(法第2条)

「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

(別表)

- 1 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。） 摂氏25度以上
- 2 物質（左に掲げるもののうち、いずれか一）

物質名	含有量（1キログラム中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000ミリグラム以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	250ミリグラム以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1ミリグラム以上
ストロンチウムイオン（Sr ⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
バリウムイオン（Ba ⁺⁺ ）	5ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン（Fe ⁺⁺ , Fe ⁺⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
第1マンガンイオン（Mn ⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
水素イオン（H ⁺ ）	1ミリグラム以上
臭素イオン（Br ⁻ ）	5ミリグラム以上
沃素イオン（I ⁻ ）	1ミリグラム以上
ふっ素イオン（F ⁻ ）	2ミリグラム以上
ヒドロヒ酸イオン（HAsO ₄ ⁻ ）	1.3ミリグラム以上
メタ亜ヒ酸（HAsO ₂ ）	1ミリグラム以上
総硫黄（S）HS ⁻ +S ₂ O ₃ Sに対応するもの	1ミリグラム以上
メタほう酸（HBO ₂ ）	5ミリグラム以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50ミリグラム以上
重炭酸そうだ（NaHCO ₃ ）	340ミリグラム以上
ラドン（Rn）	20（100億分の1キュリー単位）以上
ラヂウム塩（Raとして）	1億分の1ミリグラム以上

(2) 土地の掘削の許可（法第3条）

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(3) 増掘又は動力の装置の許可（法第11条）

温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(4) 温泉の採取の許可（法第14条の2）

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(5) 可燃性天然ガスの濃度についての確認（法第14条の5）

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県

知事の確認を受けることができる。

(6) 温泉の利用の許可申請（法第15条）

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(7) 温泉成分分析を行う者の登録（法第19条）

温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設について、当該分析施設の所在地の属する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(8) 沖縄県自然環境保全審議会

沖縄県自然環境保全審議会条例(昭和48年7月23日条例第55号)に基づき設置されており、温泉法に基づく申請は同審議会において審議が行われる。審議会の開催時期は不定期ですので、開催予定は自然保護課(TEL 098-866-2243)にお問い合わせください。

2 各種許可申請書の提出先について

各種許可申請は、掘削申請地の市町村を管轄する保健所に**正副2部提出**です。

市町村名	保健所	お問い合わせ
名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	北部保健所 生活環境班	名護市大中2丁目13番1号 TEL：0980-52-2636 FAX：0980-53-2505
沖縄市、うるま市、宜野湾市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	中部保健所 環境保全班	沖縄市美原1丁目6番28号 中部合同庁舎中部保健所棟 TEL：098-989-6610 FAX：098-938-9779
那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町	南部保健所 環境保全班	南風原町字宮平212 TEL：098-889-6846 FAX：098-888-1348
宮古島市、多良間村	宮古保健所 生活環境班	宮古島市平良字東仲宗根476 TEL：0980-72-2420 FAX：0980-72-8446
石垣市、竹富町、与那国町	八重山保健所 生活環境班	石垣市字真栄里438 TEL：0980-82-3243 FAX：0980-83-0474

*ただし、那覇市内における申請等につきましては、一部那覇市保健所生活衛生課あての提出となりますので、ご注意ください。

→ 詳細は4ページを参照。

3 各種許可申請に係る手数料について(沖縄県使用料及び手数料条例)

各種許可申請に係る手数料は沖縄県証紙での支払いとなります。

申請書の正本の任意の場所(申請様式の下段又は裏面)に貼り付けてください。

(1) 各種許可申請の手数料

許可申請の種類	手数料
土地掘削許可申請手数料	1件につき125,000円
ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	1件につき115,000円
温泉利用許可申請手数料	1件につき 35,000円
温泉採取許可申請手数料	1件につき 35,000円
掘削	} 施設等の変更許可申請手数料
ゆう出路増掘	
温泉採取	
可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	1件につき 7,400円
温泉成分分析機関登録申請手数料	1件につき 50,000円
土地掘削許可	} を受けた者の地位の承継承認 申請手数料
増掘・動力装置許可	
温泉採取許可	
可燃性天然ガス濃度確認	
温泉利用許可	
	1件につき 7,400円

(2) 沖縄県証紙売りさばき所(※詳しくは沖縄県会計課のホームページをご覧ください。)

沖縄県証紙の販売は銀行、交通安全協会等で販売している他、各保健所内の食品衛生協会各支部でも販売しております。

4 保健所の所管区域の変更について

(1) 那覇市の中核市移行について

平成25年4月1日をもって那覇市が中核市へ移行したことに伴い、温泉法に係る下記申請等につきましては、那覇市保健所生活衛生課において受け付けることになりました。

* 下記以外の申請等につきましては、南部保健所への提出となります。

- ア 温泉利用許可に関する事務
- イ 利用許可に関する許可条件の付加及びこれの変更に関する事務
- ウ 利用許可を受けた法人の分割・合併の承認
- エ 利用許可を受けた者の相続の承認
- オ 温泉成分の掲示内容の届出受理
- カ 温泉成分の掲示内容の変更命令
- キ 温泉利用の制限等の命令
- ク 温泉利用許可の取り消し
- ケ 温泉利用の制限命令に関する聴聞
- コ 公衆衛生上の見地から行う報告徴収
- サ 公衆衛生上の見地から行う立入検査
- シ 上記許可等に関する知事への報告

ス 温泉利用状況の報告

セ 温泉法に基づく行政処分状況報告

提出先

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務環境グループ

住所：那覇市与儀1丁目3番-21号

電話：098-853-7963

5 沖縄県における温泉利用状況(令和2年3月末現在)

管轄保健所名	市町村名	源泉総数 (A+B)	利用源泉数 (A)		温度別源泉数				主たる 泉質名
			自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気 及びガス	
北部保健所	本部町	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム塩化物強塩泉
中部保健所	恩納村	1	1	—	1	—	—	—	含硫黄ナトリウム塩化物 炭素水泉
	恩納村	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム塩化物泉
	恩納村	1	—	1	—	1	—	—	単純温泉
	宜野湾市	1	1	—	—	1	—	—	ナトリウム塩化物泉
	北谷町	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム炭酸水素塩泉
	北谷町	1	—	1	—	1	—	—	単純温泉
	うるま市	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム炭酸水素塩泉
	うるま市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物強塩泉
那覇保健所	金武町	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム塩化物強塩泉
	那覇市	1	—	1	—	1	—	—	ナトリウム塩化物泉
那覇保健所	那覇市	1	1	—	—	1	—	—	含ヨウ素塩化物泉
	那覇市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
南部保健所	浦添市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
	南城市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
	豊見城市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物強塩泉
宮古保健所	宮古島市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
	宮古島市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
	宮古島市	1	—	1	—	—	1	—	ナトリウム塩化物泉
八重山 保健所	竹富町	1	—	1	—	1	—	—	単純温泉
合計		19	3	16	1	11	7	0	